

原 著

## 大学における福祉科教育法の課題 —高等学校福祉科教員養成のあり方を考える—

保 住 芳 美<sup>\*1</sup>

### 要 約

平成15年度より、高等学校学習指導要領が改訂され、新教科「福祉」が導入された。これは平成10年7月の教育課程審議会の答申により、高齢化の進展等に伴い、介護福祉士などの福祉に関する人材の養成の必要性に対応するために新設されたものである。これを受け平成13年度より、福祉系大学を中心として高等学校教諭一種免許状「福祉」取得可能な教員養成課程が設置された。しかし、教科「福祉」の教員養成は多くの問題をもったままのスタートであった。その主なものとして、免許を付与するに値する教育内容が十分に盛り込まれていない。全国統一のシラバスがない。高等学校福祉科で望む教員と大学で養成した教員との間にギャップがあるなどである。

教科「福祉」の教員免許状は、社会福祉に関する専門的知識(ソーシャルワーク)と、介護に関する知識・技術等(ケアワーク)の両方を指導する力が要求される。しかし、従来の大学教育はソーシャルワーク教育とケアワーク教育とが分離した状態であり、相互関連性は不十分であった。今後は、高等学校の教育内容を盛り込んだ最低基準を示す全国統一のシラバスを作成する必要がある。

### はじめに

平成15年度より、高等学校学習指導要領が改訂され、新教科「福祉」が導入された。これは平成10年7月の教育課程審議会の答申により、高齢化の進展等に伴い、介護福祉士などの福祉に関する人材養成の必要性に対応するために新設されたものである<sup>1)</sup>。

高等学校で福祉を学ぶ生徒数は年々増加の傾向にあり、平成15年度高等学校における介護福祉士国家試験受験可能校は164校、福祉を専門的に学ぶ生徒数は17,810名を数えるまでになった。また、進路の状況においても、卒業生のうち進学者は48.0%、就職者数は39.7%、その他11.9%である。そのうち福祉系の進路を選択した者は、進学、就職を合わせて全体の49.0%であった<sup>2)</sup>。

教科「福祉」の創設に伴い、平成13年度より福祉系大学を中心として、高等学校教諭一種免許状「福祉」の取得可能な教員養成課程が開始され、今日までに121大学(181課程)が認定を受けている。しかし、教科「福祉」の教員養成は開始されたが、多くの問題をもったままのスタートであった。

その問題点としては、教科「福祉」の免許を付与するに値する教育内容、特に社会福祉及び介護に関す

る実技、実習を重視した内容が十分に盛り込まれていないこと。全国統一のシラバスがなく、各大学の教育内容にも差が生じていること。高等学校側が望む福祉7科目全てを教えられる教員と、大学での教員養成の内容との間にギャップがあるなどがあげられる。しかし、従来は学習指導要領上に「福祉」の位置づけもなく、「福祉」の免許をもたない教員が短期講習のみで福祉を教えていたことから考えると、平成15年度から大学で社会福祉の専門的な知識、技術を身に付けた教員免許取得者により授業が行われるようになったことは大きな前進である。

本稿では、この問題点について考察し、大学における教員養成のあり方について研究する。

### 1. 高等学校福祉科設置の背景

高等学校福祉科設置についての議論は、昭和60年2月「理科教育及び産業教育審議会」答申において、急激な高齢化の進展に対応すること及び、国民の福祉に対する多様なニーズに応えるため、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」設置の必要性が指摘され、同審議会より6月に高等学校福祉科の教育内容について報告書が出されたことが始まりである。それによれば、「高齢化に対応する福祉マ

\*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科  
(連絡先)保住芳美 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

ンパワーの問題もあったが、より広く論議され、結果的には“専門的な職業人の養成を目指す”タイプと、“社会福祉への関心と理解を深め、社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指す”タイプの二つが考えられたと同時に、すべての高校生に国民的教養として、かつ青年期にある高校生の発達をより豊かに促すという意味合いで、福祉教育を展開することも論議された<sup>3)</sup>と記されている。

そして、昭和62年5月、「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、高等学校福祉科の教育内容もその資格制度と連動した。この介護福祉士国家試験受験資格の取得に結びつくコースの一つとして位置付けられたことも、教科「福祉」の新設に大きく関与したといえる。

専門高校の教育内容に関しては、平成9年5月に、文部大臣から理科教育及び産業教育審議会に対して、「今後の専門高校における教育のあり方等について」諮問を受け、産業界で必要とされる知識や技術・技能の高度化等を踏まえ、完成教育としての職業教育ではなく、生涯学習の視点を踏まえた教育の在り方等について平成10年7月に答申された<sup>4)</sup>。また、教育課程審議会は、「職業に関する教科・科目の内容の改善について、理科教育及び産業教育審議会の答申を踏まえつつ検討を行い、高齢化の進展等に伴い、介護福祉士などの福祉に関する人材の養成の必要性に対応するため、教科『福祉』を新たに設けることとする」とした答申を理科教育及び産業教育審議会と同時期の平成10年7月に行った<sup>5)</sup>。このことから、教育課程の編成、各教科、科目等の構成、内容、単位数等の改善方針が示され、専門教育に関する教科「福祉」が新設された。

この答申を踏まえ、平成11年3月29日に高等学校学習指導要領の全面的な改訂がなされ、平成15年4月1日から年次進行により段階的に適用されることになった。

## 2. 高等学校福祉科の教育課程

教科「福祉」は、「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育てる<sup>6)</sup>」ことを目標としている。具体的には、福祉科は①社会福祉、家政、看護を有機化、一体化して教育する、②社会福祉及び介護に関する実技、実習を重要視した内容とする、③生徒の事態への応用能力を育成するため、問題発見・整理・解決能力を高める教育方法を重視する等の考え方を教育課程編成の基本において考えられた<sup>7)</sup>。

教科「福祉」は、介護福祉士等職業資格取得をも考慮して、「社会福祉基礎」「社会福祉制度」「社会福祉援助技術」「基礎介護」「社会福祉実習」「社会福祉演習」「福祉情報処理」の7科目で構成されている(図1)。そのうち「社会福祉基礎」は、最も基礎となる科目として位置づけられるものであり、「社会福祉演習」は実践的に学習することにより、問題解決能力や、自発的・創造的な学習態度を育てることの重要性から、福祉を学ぶ全ての生徒に履修させるものとする「原則履修科目」とされている<sup>8)</sup>。

高等学校福祉科設置の経緯について、大橋は、「高等学校福祉科は専門的職業人の養成を目指すにしても、後の可能性も考え、ソーシャルワークの視点、技術、ケアワークの視点、技術の両方が学べるように考えられている。このことは、大学や短大、専門学校でソーシャルワーク教育(社会福祉士教育)とケアワーク教育(介護福祉士教育)とが事実上分離し、その相互関連性が十分でない状況の中では、たとえ高等学校福祉科で学ぶ水準・範囲が狭く、浅い面があったとしても大きな特色であるといわざるを得ない<sup>9)</sup>」と述べている。

これは高校生という発達段階を考え、体験活動を重視した内容から考えても、どちらか一方を主に学ぶのではなく、広く社会福祉について学ぶことにより自分自身の適性を考え、卒業後の職業選択、進路選択のうえからも両科目を学べることは大きな特色であると考えられる。また、ソーシャルワークを展開するためにはケアワークの技術が必要であり、ケアワークを展開するためにはソーシャルワークの視点が必要であることから、高等学校福祉科でソーシャルワーク教育とケアワーク教育の両方を学ぶことは大きな特色である。

## 3. 大学における福祉科教育法のあり方

### 3.1. 福祉科教育法の位置

教科「福祉」の新設に伴い、「教育職員免許法」の一部改正が行われ、平成13年4月から多くの大学で「福祉」科教員の養成が開始された。教科教育法は、教育職員免許法施行規則に定められた「教職に関する科目」のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」である。したがって、福祉科教育法は教科「福祉」を担当する場合の実践に必要な理論及び方法を取り上げ、その教科の指導法を具体的に教授する科目である。しかし、新設された教科ゆえ、教科「福祉」の捉え方、各科目の体系的、具体的展開方法、高校生への指導法、教材・教具の利用、実際の授業の展開方法、教育評価など、教科教育法の検討がなされていない。福祉科教育法では、ただ福祉の専

科目	目 標	内 容
社基 会礎 福 祉	社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てる。	1. 現代社会と社会福祉 2. 社会福祉の理念と意義 3. 社会福祉の歴史 4. 社会福祉分野の現状と課題 5. 社会福祉の担い手と福祉社会への展望
社制 会度 福 祉	社会福祉の法制度、社会福祉施設、社会福祉サービスなどに関する知識を習得させ、社会福祉の現状を理解させるとともに、社会福祉サービスの向上を図る能力と態度を育てる。	1. 社会福祉の法と制度 2. 高齢者・障害者の福祉 3. 児童家庭福祉 4. 社会福祉関連施策 5. 社会福祉施設
社援 会助 福技 祉術	対人援助に関する知識と技術を習得させ、社会福祉援助活動に活用する能力と態度を育てる。	1. 社会福祉援助活動の意義と方法 2. 社会福祉援助技術の方法と実際 3. レクリエーションの考え方と展開 4. コミュニケーションの技法
基 礎 介 護	介護の意義及び高齢者と障害者における介護の役割を理解させ、介護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、介護を適切に行う能力と態度を育てる。	1. 介護の意義と役割 2. 高齢者の生活と心身の特徴 3. 障害者の生活と心理 4. 自立生活支援と介護 5. 地域生活を支えるシステム
社会 福祉 実習	介護等に関する体験的な学習を通して、総合的な知識と技術を習得させ、社会福祉の向上を図る実践的な能力と態度を育てる。	1. 介護技術の基本と実際 2. 高齢者と障害者の介護 3. 社会福祉現場実習
社社 会演 福習	課題研究や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、統合化を図るとともに、問題解決能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。	1. 調査・研究 2. 事例研究 3. ケアプラン
福祉 祉理 情 報	社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。	1. 高度情報通信社会と福祉サービス 2. コンピュータの仕組みと活用 3. 福祉サービスとコンピュータの活用

図1 教科「福祉」科目の構成

門分野を教授するだけでなく、高校生が理論に基づいた実践力を身に付け、行動に移すことができるように指導する力が要求される点、他教科とはかなり異なり、ここに福祉科教育法の特殊性があるといえる。

教科「福祉」が新設されて以来、大学での福祉科教育法の展開方法が何例か示されてきた<sup>10-12)</sup>。それらは福祉科教育の意義、目標、教育評価及び各科目の教育法を学習指導要領をもとに解説しているにとどまる。福祉科教育法の展開についても、各担当教員の専門分野に偏り、ソーシャルワーク、あるいは福祉教育全般が中心になっている。しかし、教科「福祉」の教員免許状は、福祉7科目を指導できることを前提としている。これは社会福祉に関する専門的知識（以下ソーシャルワークと記す）と介護に関する知識・技術（以下ケアワークと記す）等の両方を指導する力が要求されるものであり、これら7科目を関連づけて展開することにより、高校生に社会福祉に関する意識づけや理解を深めることが可能になるのである。

しかし、従来の大学教育はソーシャルワーク教育とケアワーク教育とが分離した状態であり、相互関連性は十分ではなかったため両方の習得はほとんど困難な状態であった。今後、教科「福祉」の教員養成課程においては、ケアワークを学ぶ機会を設定することを提案する。ケアワークの基礎がないため、なぜそうするのかという科学的根拠に基づいた介護技術の展開ができない、7科目を関連づけてより理解しやすい授業展開ができないなど多くの問題が生じてきている。

高等学校福祉科の科目は、基本的には介護福祉士国家試験受験資格取得が可能な内容である。したがって、介護福祉士の養成教育としての知識・技術も要求される。現在は介護に対する社会の期待が大きいだけにその資格と専門性が問われており、高校生といえども国家試験受験資格が与えられるわけであるから、それだけの知識・技術を身に付けておかなければならない。その高校生を指導する教員は、より確実な知識・技術が要求されるものであり、高等学校の教育内容を盛り込んだ最低基準を示す全国統一のシラバスを示す必要がある。

### 3.2. 福祉科教育法の履修要件

高等学校福祉科では、介護福祉士（図2）あるいは訪問介護員（ホームヘルパー）等、専門的な知識や技術を有する人材の養成を目的にしている学校も多く、そこでは当然介護技術等実技指導のできる教員を望んでいる。平成15年度までは教科「福祉」の免許はなく、「家庭」、「公民」、「看護」等の免許所

持者がこれらの科目を担当していた。したがって介護技術等実技指導は一時的な研修により、科学的根拠も十分理解できないまま見よう見まねの実技指導であった。一方、平成13年度から大学での福祉科教員養成が開始され、高等学校では、介護技術等実技指導のできる教員が養成されることに大きな期待を寄せている。しかし、大学での教員養成の実態は高等学校側の要求に応えるだけの介護技術等実技指導のできる教員を養成する体制ができていないのが現状である。実際に高校生が現場実習に出て社会福祉サービス利用者に関わる場合、基本的な介護技術能力の不足、コミュニケーション能力が不足しているために、自信をもって現場実習に臨めないという状況が生じていることも考慮しなければならない。このように大学での教員養成のあり方と高等学校側が求める教員との間に教員像のギャップが生じているのである。

本学の教職課程においては、教科「福祉」の免許状取得希望者は、同時に「社会福祉士国家試験受験資格」も取得することを条件としている。また、介護技術を身に付けるため、「介護概論」「介護技術演習」を履修させ、とくに「介護技術演習」では、科学的根拠に基づいた技術が展開できるよう理論と技術を連動させている。福祉科教育法を教授する過程において、「福祉科教育法Ⅰ」は、1年次に社会福祉に関する基礎的な知識を修得済みであること。「福祉科教育法Ⅱ」は、「福祉科教育法Ⅰ」を修得済みであることなどの条件を設定している。教員免許状を付与するにあたり、また教育効果を上げるためには最低限度の履修要件の設定は必要である。また、教員免許状と「社会福祉士国家試験受験資格」取得の両立は、学生の負担が大きいという問題点の指摘があるが、高等学校における福祉専門職養成という点を考慮すれば、社会福祉に関する基礎的な知識を身に付けるためには当然と考えられる。しかし、資格取得に固執するのではなく、あくまでも「福祉」科教員の養成であり、社会福祉士としての教員ではない。福祉科教員としてのアイデンティティと専門性を身に付けることを目標としているのである。

「福祉」は、実践の科学といわれている。実践なくして高校生に真の「福祉」の魅力は語れない。生活に密着した話題、実習などを相互に組み合わせることにより、身近で日常生活とかけ離れた存在ではないことを伝える必要がある。そのためにも福祉科教員を目指す学生には、社会福祉に関する専門的知識、技術を身に付けるだけでなく、日常生活の中で自立した生活を心がけること、福祉的課題に着目し、課題解決に向けてどのようにあるべきかを考え

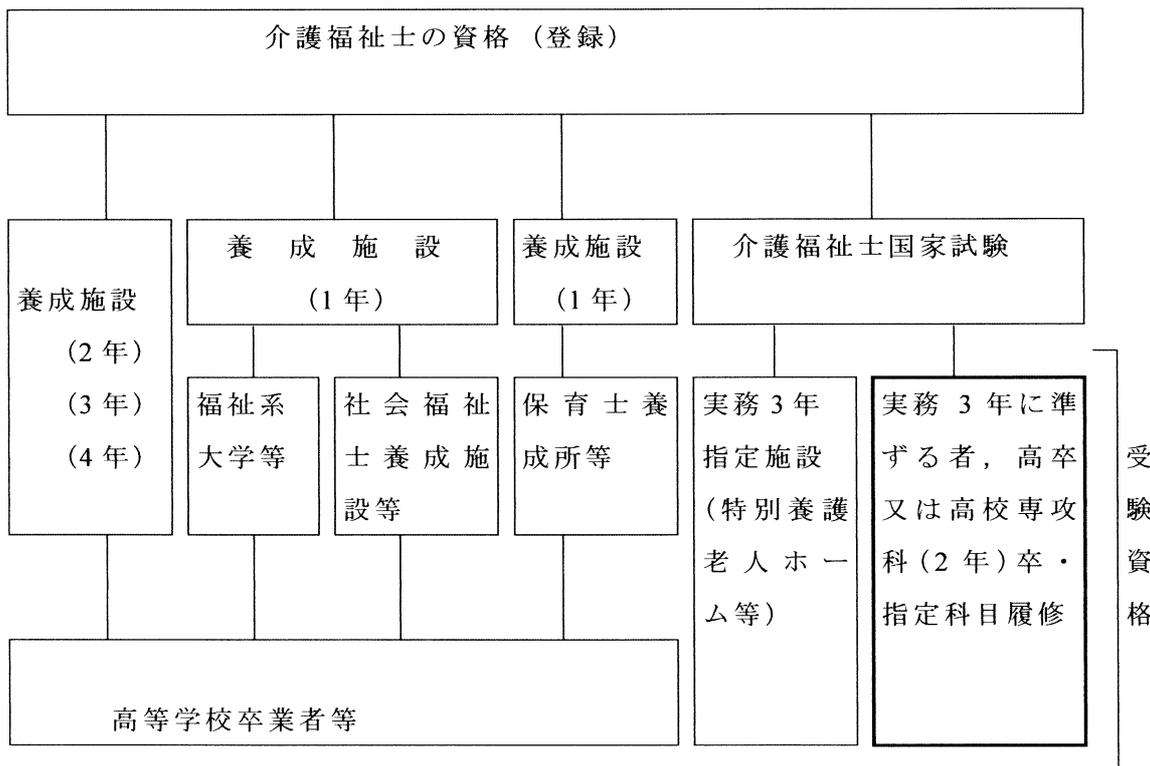


図2 介護福祉士の資格取得方法

て生活をする事、ボランティア活動等に積極的に参加することなど、高等学校での授業に自信をもって臨めるよう、多くの生活経験と話題をもっていることが必要である。

#### 4. 大学における福祉科教育法の課題

##### 4.1 ソーシャルワークとケアワーク習得の必要性

教科「福祉」の科目のうち「社会福祉援助技術」は主としてソーシャルワークを、「基礎介護」「社会福祉実習」はケアワークを学べるように設定している。多くの大学では社会福祉士の養成ということも含め、ソーシャルワークを中心に展開しているが、これからは大学教育においてもソーシャルワークとケアワークの両方を学ぶ必要がある。福祉系大学、教員養成系の大学では、施設・設備が十分でないという課題もあるが、高等学校が介護福祉士等の介護に関わる資格取得を目標としている場合は、介護技術等実技指導ができる教員を要求している。現在は大学側の考え方により、あるいはその担当教員の考え方により教授内容が異なるのが当然という考え方が主流を占めるが、これでは教員養成の目標を達成することは不可能である。「福祉専門職の教育課程に関する検討会」報告書(平成11年3月10日)の「期待される社会福祉士像」では、社会福祉士は、福祉

に関する相談援助の専門職として、生活上の援助を必要としている者及びその家族が抱えている問題を的確に把握し、適切な相談援助技術を活用して必要な援助を提供できることとされている。しかし、生活上の援助を必要としている者及びその家族に対して必要な援助を提供するためには、ソーシャルワークだけでなく、ケアワークも必要であり、両方の習得の必要性がある。

また、ケアワークの必要性が提唱されているものとして、平成9年6月に公布された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例等に関する法律」、通称「介護等体験特例法」がある。これは、小・中学校の教員免許状取得希望者全員に7日間以上の介護等体験が義務づけられたものである。この法律の目的は、日常的に介護を必要とする高齢者が確実に増えていくこと、心身に障害があり日常生活においてケアを受ける必要のある人たちも少なくない、こうした高齢者や障害のある人に対するさまざまな援助活動を通しての体験と、心の交流を通して、人の心の痛みがわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心をもった人づくりの実現に資することをあげている<sup>13)</sup>。

この法律については、多くの問題点が指摘されているが、小・中学校の教員として子どもたちに接する場合、あるいはいずれの施設であっても人と接す

ること、交流する体験により、コミュニケーション能力を身に付け、教育実践力を鍛えるきっかけとなることを期待している。また、実際に高齢者や障害のある人の介護を行うことを通して、生命の大切さや、生きる力を体得すること、適切な知識・技術を身に付けることの必要性を認識すること、そしてひとりひとりの違いを認めて適切な援助は何かを考える機会を提供しているのである。介護等の体験は、福祉を理解し、人間理解や基本的人権の尊重を学ぶために、小・中学校の教員を目指す者すべてに課せられる体験である。しかし、なぜ小・中学校教員希望者だけに課せられた体験なのか疑問に思うところもある。これらのことから、高等学校福祉科教員は尚更社会福祉全般について、より専門性を身に付ける必要があり、そのためにはソーシャルワークの知識・技術を身に付けるとともにケアワークの知識・技術も身に付け、双方の視点の上で立って高校生の発達の支援ができる教員の養成を行う必要がある。

#### 4.2. 福祉科教員養成の課題

教科「福祉」の教員免許の課程認定を受けた大学で最も多いのが私立大学の福祉系である。もともと国立大学には福祉系を設置する大学が少なく、教員養成系ではほとんど導入されていない。「福祉科教育法に関するアンケート」<sup>14)</sup>では、「教育学や教育心理学に関する理解が不足して教える以前の問題がある。つまり、『教育』を理解していない」など福祉系学部における「教育」の位置づけが曖昧であるとの指摘がある。確かに福祉科教員を目指した場合の教育内容とソーシャルワーカーを目指した教育内容とが全く同一でよいものか否かという課題がある。

教育は、ひとりひとりの生徒の能力の可能性を十分に引き出すための営みであり、教材を媒介として生徒の発達に応じた学習を指導し、発達を促すものである。教員は、知識や技術を「教える」ことだけでなく、生徒がこれからの社会で人間らしく生きていくことができるように人間的成長に関わることを重点としている。福祉科教育においても、生徒が自らの将来の職業選択、進路選択が可能となるよう教育的視点、ソーシャルワークの視点及びケアワークの視点から課題解決能力を身に付けられるよう設定されている。

一方、ソーシャルワークは生活問題を抱えている個々人に対し、専門的な知識・技術により自立生活支援のための社会資源を探し、サポートネットワークづくりをするなど、その個々人に対して社会福祉援助活動を行うものである。

福祉科教員養成の教育内容とソーシャルワーカーの教育内容と異なる点は、生徒個々人に対し発達の

状態に応じた学習指導をし、人間的成長に関わるなどの教育的視点が含まれているか否かということがあげられる。

また、教育効果をより期待するためには、教職に関する科目および教科に関する科目とも基礎的な学習を終了してから福祉科教育法を取り入れることが必要である。福祉科教育法を学ぶ学生自身が、福祉についての基礎を学びつつあり、十分に社会福祉の基礎知識をもっていない状態では、高校生に「福祉を教える」ための教育を行うことは困難である。今後教育課程のどこの段階で福祉科教育法を取り入れるか、カリキュラム等の検討をする必要がある。特に教科教育法、教育実習事前指導の理解には、教職に関する科目、教科に関する科目を履修しているか否かなど基礎的な知識・技術を身に付けていることが必要である。他教科においても共通の課題であるが、福祉科教育法においても生徒ひとりひとりを理解し、どのように指導したらよいかを理解するためには、教職に関する科目の基礎的な知識が必要である。教職課程履修者の「教えたい」という自分の気持ち先行しているのであれば、それは生徒のこれまで思いが至っていないのであり、生徒たちの支配に繋がる危険性を伴っている。

また、これまでの社会通念にあった普通科が上位、専門学科は下位というような固定的な考え方ではなく、あくまでも進路は人生の選択肢の一つであることを理解させ、これを伝えられる人材の養成が急務である。「福祉科教育法に関するアンケート」<sup>15)</sup>からも、普通科に進学できない生徒が専門学科に進学をする、あるいは、いわゆる底辺校に近いところで専門学科が開設されていることが多いなど固定的な考え方が学生・教員間にも見受けられた。しかし、本当にそうなのか。何をもって底辺校というのか。そのような偏見は誰がつくったのか。そのことこそが問題ではないか。生徒はひとりひとり目的意識をもって高等学校に入学してきている。そこでこのような目で見る教員に出会うことこそが不幸であり、そのような教員を養成してはならないのである。現在の高等学校は、生徒の興味、関心により多様な教育課程を用意し、生涯学習の視点からその発達を保障しようとしている。このことを理解したうえで、生徒がどのような生き方をしたいのか自己選択、自己決定できる力を身に付けさせ、人生の選択肢として「福祉科」を選択するという方法もあることを伝える必要がある。

#### 4.3. 教育実習を含めた今後の課題

福祉科教員免許が資格化され、既に教育実習が始まっている大学もあるが、本学では今年度からの開

始である。教育実習先については、平成12年日本社会事業学校連盟の「高等学校：教科『福祉』に関する科目等の解釈について」において、「教育実習は、基本的には免許状を取得しようとする教科であることが望ましいが、必ずしもその教科を教育実習で担当する必要はない。『福祉』は正式に実施されていないので教育実習校が確保できない状況が考えられる」<sup>16)</sup>と説明されている。

教員の養成は開始されたが、教科「福祉」を設置している高等学校が少ないという制度上の問題があり、普通高校で、「公民」、「家庭」などの科目担当による教育実習でも認めざるを得ない。いわゆる「福祉」に相当する教科担当の教育実習でもよいとのことである。

しかし、ソーシャルワーク、ケアワークの授業に触れないまま教育実習の終了認定をしてもかまわないのか、あるいは、大学でソーシャルワークを学んだ学生が「公民」、「家庭」について何ら基礎知識がないまま教壇に立ってもよいものなのかなど疑問に思うものである。しかし、教育実習の受け入れ校が少なかったという経緯はあるものの、現在は高等学校福祉科、あるいは福祉科目を取り入れている「普通科」、「総合学科」なども増加の傾向にある。このような状況の中、各地域で高大連携を進め、共に研修を行う場を設定し、円滑な福祉科教育実習を展開させる必要がある。教育実習は、学生の勉学のためだけではなく、教育現場の教員にとっても研修の機会になるものである。しかし、他教科での教育実習で本当に7科目の実習を終了し、福祉科教員としての基礎的・基本的知識と技術を習得したといえるのであろうか。現実に受け入れ側である高等学校からは、大学でその教科・科目を専門的に履修していない学生を教壇に立たせることは不可能であるといわれている。また、その授業を受けることになる高校生にとっては多大な迷惑であるという意見が寄せられている。教育実習受け入れについては、今後の課題として高大連携も視野に入れて検討しなければならない。

また、「福祉」の教員採用についても高等学校福祉科が少なく、採用も非常に少ない。実際に平成15年度から、教科「福祉」は実施され、「福祉」の免許

を所持している教員でなければ「福祉」は担当できない。しかし、大学で養成した「福祉」免許所持者が卒業しても採用がないのが現状である。平成15年度、全国で教員採用試験を実施した県は8県（埼玉、新潟、富山、石川、三重、和歌山、高知、沖縄）である。平成16年度は12府県（茨城、千葉、富山、石川、大阪、山口、沖縄、愛知、三重、宮崎、鹿児島、山形）である。しかし、一部の府県では、採用試験受験に際し、「福祉」だけでなく、他免許所持を条件としているところもある。これが本当に望ましいことであろうか。採用試験実施県が他免許所持を条件としていれば、採用試験を受験する教員希望者の中には、「福祉」は担当したくないが採用が有利だからという安易な考え方をもっている者も生じている。社会的にも教科「福祉」についての理解が広められる条件が設定されつつあるときに、このような現状が見られることは今後の大きな課題である。

#### おわりに

平成13年度から各大学において教科「福祉」の教員養成が始まった。しかし、高等学校における「福祉科」の存在についての議論、教科「福祉」の内容及び指導法についての議論など多くの問題が山積したままのスタートであり、統一した見解はもてないままである。

現在の学習指導要領における教科「福祉」の内容は、福祉7科目を指導できることが前提である。教科「福祉」の免許を付与するためには、大学での福祉科教育法にこれら7科目を取り入れて教授する必要がある。このことから本学では7科目を取り入れて教授し、特にソーシャルワークとケアワーク両方の知識と技術を習得できるよう配慮した。しかし、福祉科教員の養成を開始して1回目の教育実習生を出したばかりである。

本論文では福祉科教育法の現状と課題を取り上げて考察した。今後は介護福祉士等、専門的な知識・技術を有する人材の養成に携わる教員として、そして豊かな感性で高等学校の生徒に福祉を教えられる教員養成のための教育内容、教育方法の展開について継続して研究を行う必要がある。

#### 文 献

- 1) 高等学校学習指導要領解説福祉編。平成12年3月、文部省、実教出版、4-5、2000。
- 2) 全国高等学校長協会家庭部会福祉科高等学校長会：高等学校福祉科の現状と課題について。電子資料、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0330-9b.html>、2004年5月18日。
- 3) 大橋謙策：高校における福祉教育の位置と高校福祉科。福祉科指導法入門、中央法規出版、東京、10-12、2002。

- 4) 今後の専門高校における教育のあり方等について(答申).平成10年7月23日,理科教育及び産業教育審議会,1997.
- 5) 幼稚園,小学校,中学校,高等学校,盲学校,聾学校及び養護学校の教育過程の基準の改善について(答申).平成10年7月29日,1997.
- 6) 前掲書 1) 10
- 7) 前掲書 3) 10
- 8) 前掲書 1) 13-59
- 9) 前掲書 3) 11-12
- 10) 長沼 豊,菊池みほ:福祉科教育法の授業実践とその成果・課題.日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 Vol. 8 2003 福祉科教育法の構築,万葉舎,東京,80-126,2003.
- 11) 桐原宏行編著:福祉科教育法,三和書籍,東京,2004.
- 12) 硯川真旬,佐藤豊道,柿本誠編著:福祉教科教育法,ミネルヴァ書房,東京,2002.
- 13) 有吉英樹,長澤憲保編著:教育実習の新たな展開,ミネルヴァ書房,東京,174,2001.
- 14) 福祉科教育法に関するアンケート調査報告 中間報告.日本福祉教育・ボランティア学習学会課題別研究プロジェクト「福祉科教育法」,1-18,2003.
- 15) 前掲書 14) 1-18
- 16) 2000年7月11日付,日本社会事業学校連盟事務局長より課程認定申請のための「読み替え科目に関する解釈」と共に,事務局からの問い合わせ等によって収集した情報を確認したものである.

(平成16年11月30日受理)

**Problems with Educational Methods for College Welfare Courses**  
**—Evaluation of Teacher-training Methods for High School Welfare Course—**

Yoshimi HOZUMI

(Accepted Nov. 30, 2004)

Key words : teaching methods for welfare courses, high school welfare courses, teacher training,  
social work, care work

**Abstract**

With a revision of the government curriculum guidelines for high school, “welfare” was introduced as a new subject in 2003. This subject was created with the aging of society in mind, to meet the necessity for the development of human resources capable of handling welfare activities, such as care workers, on the basis of the report of the Curriculum Council in July, 1998. In this connection, teacher-training courses that can grant grade 1 high school teachers’ licenses in “welfare” were established in 2001 in colleges, particularly those specializing in welfare.

However, the subject “welfare” was created with many problems remaining unsolved. Among these problems were that the courses did not have sufficient content worthy of the license, that there was no uniform syllabus applied nationwide, and that there were gaps between the qualifications of teachers needed for high school welfare courses and those that college teacher-training courses can provide.

The teaching license for the subject “welfare” assumes that the licensee has the ability to teach expert knowledge of social welfare (social work), and knowledge and skill of care (care work). However, in conventional college education, social work and care work have been separated and been poorly interrelated. For the future, a national uniform syllabus that integrates the educational contents at high school and shows the minimum standards must be prepared.

Correspondence to : Yoshimi HOZUMI

Department of Medical Social Work, Faculty of Medical Welfare  
Kawasaki University of Medical Welfare  
Kurashiki, 701-0193, Japan  
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.14, No.2, 2005 239–247)